

# 公益財団法人日本郵趣協会 研究会規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本郵趣協会(以下「当協会」という)の研究会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

## (設置)

第2条 理事会は、必要に応じて専門分野ごとに研究会を設置する。

## (事業)

第3条 研究会は、郵趣の専門分野に関する学術調査研究の充実・発展を図り、その成果を広く社会一般に還元するため、次の事業を行う。

- (1)研究会会報の発行
- (2)研究会の活動事例紹介
- (3)研究発表会の開催
- (4)定例会の開催
- (5)その他の事業

## (研究会会員)

第4条 研究会の趣旨に賛同する者は、研究会会員になることができる。

## (運営負担金、運営協力金)

第5条 研究会会員は、運営負担金を毎年度納入する。

- 2 研究会の運営負担金は、研究会の専用口座で管理する。
- 3 研究会は、個人、団体やチャリティ等から運営協力金を得ることができる。

## (研究会の役員)

第6条 研究会に、次の役員を置く。(当協会会員であること)

- (1)世話人 10名以内
- (2)世話人のうち、1名を代表世話人、1名を連絡担当、1名を会報担当、1名を会計担当とし、兼務も可能とする。
- 2 役員任期は、4月1日から翌々年の3月31日までとし、再任は妨げない。
- 3 役員は無報酬とする。ただし、職務を行なうために要する費用の支払を受けることができる。
- 4 役員に異動があったときは、遅滞なくその旨を理事会に届け出るものとする。

## (研究会の報告)

第7条 研究会は、別途定める期日までに、次の事項を書面にして作成し、当協会の事業年度毎に理事会に報告しなければならない。

- (1)事業計画書及び収支予算(案)

- (2)事業報告書
- (3)研究会会員名簿
- (4)研究会役員名簿

(研究会会報)

第8条 研究会は、原則として年4回以上研究会会報を発行し、発行の都度、当協会に2部提出するものとする。

(活動事例紹介)

第9条 研究会は、学術調査研究の知見を相互に有効活用していくため、誰でもが参加できる形式による活動事例紹介を行う。

(研究発表会)

第10条 研究会は、学術調査研究の成果を広く一般に還元していくため、展覧会形式による研究発表会を通して公開・周知を図る。

(定例会)

第11条 研究会は、研究会の役員選出、事業計画、事業報告及び専門分野の学術調査研究を行う場として、定例会を開催することができる。

- 2 定例会は、事業年度毎に開催日及び開催時間を定め、原則として定められた場所(東京においては切手の博物館)で行う。
- 3 定例会は代表世話人が招集し、休会にする場合又は開催日時を変更する場合は、速やかに研究会会員及び当協会にその旨を通知しなければならない。

(研究会の解散)

第12条 理事会は、研究会が次のいずれかの場合に該当すると判断した場合には、これを指導・支援し、改善が見られない時は、その研究会を解散することができる。

- (1)第7条に定める研究会の報告が1年間提出されない場合
- (2)研究会会報が1年間とどこおり、回復の見込みがたたない場合
- (3)研究会会員が10名未満となり、回復の見込みがたたない場合

(改正)

第13条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する(2016年12月10日、第35回理事会議決)。  
部会・例会規程(2011年3月12日、第106回理事会議決)は、これを廃止する。